

# 福島県暴追センターニュース

NO. 537 (R4.10.7)発行

(公財) 福島県暴力追放運動推進センター 福島市中町8-2 (福島県自治会館3階)

相談所 福島相談所 024-572-6960

郡山相談所 024-939-8930

## 不当要求防止責任者の臨時講習

当センターでは、事業所等からの要望があれば、不当要求防止責任者講習の臨時講習を実施しています。本年度は、官公庁等を対象に2回の臨時講習を行いました。

例として、市役所・役場等であれば、各課・各窓口ごとに不当要求防止責任者を選定し、庁舎で臨時講習を行い、全員に受講していただくことができます。事業所等であれば、各支店ごとに選任している不当要求防止責任者を本社・店に集め、当該事業所だけで臨時講習をすることができます。

暴力団をはじめとする反社会的勢力からの不当要求による被害防止を防止するため、一人でも多くの職員、従業員の方が受講できる臨時講習もご検討ください。

### 1 臨時講習の日時

暴追センターと調整の上、決めさせていただき  
ます。

### 2 臨時講習の場所

事業所等、申し込みをする側で会場の確保をお  
願いします。

役所、事業所等の会議室で結構です。

### 3 人員

概ね30人以上の受講者を確保願います。少人数の場合は、臨時講習として対応



できませんので、当センターで実施している定期講習を受講してください。

#### 4 費用

通常の不当要求防止責任者講習と同様、費用はかかりません。

#### 5 講習内容

通常の講習と同様、担当講師による講義、警察官による暴力団情勢講話、暴力団排除 DVD の視聴を行います。

#### 6 講習時間

概ね 3 時間となります。

来年度、新体制となった際には、担当者の異動や退職、新規職員・社員の採用等で不当要求防止責任者の不在となる部署、支店等も出てくるかと思われます。来年度の研修予定を計画する際には、不当要求防止責任者講習の受講とともに、臨時講習の実施についてもご検討ください。

詳しいことについては、暴追センターまでお問い合わせください。

以 上